

令和6年第8回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年9月2日（火）13時30分から10時25分

2. 場 所 大豊町役場 第2会議室

3. 出席委員（8人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（1人）

5番 北村 栄治

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第22号 非農地証明願について

第4 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

書記 都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和6年第8回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、5番北村栄治委員の1名です。

出席委員は、9名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、

委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、10番酒井笑子委員、1番原亜由美委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第21号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第21号については農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]で申請理由は贈与です。登記地目は畑、現況地目も畑になっており、面積は3,323㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。8月6日に代理人立会いのもと、原委員・三谷委員と事務局吉田・都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料32ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地すべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人はすでに申請地の管理を行っており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり8月6日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第21号について、担当委員より説明を求めます。1 番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は川口分の申請地の管理を計画的に行い、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われます。そのため善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

8 番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は穴内分の申請地の管理を計画的に行い、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われます。そのため善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第21号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第21号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第3議案第22号について、事務局より説明をお願いします。

委員に一度ご退場していただき、本案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、委員におかれましては、審議終了後呼び出すまでご退場をお願いいたします。

(委員退場)

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、まず資料の訂正をお願いします。総会の延期により、利用権の認定日がずれる関係で開始時期が9月1日になっていますが、9月2日になりますので修正をお願いします。資料の39ページをご覧ください。新規5件について説明いたします。借受人、貸付人、詳細は利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われま。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔小笠原章仁委員〕

始期がずれるのであれば終期もずれるのではないか。

〔事務局書記〕

終期につきましても1日ずれますので修正をお願いします。

〔三谷晴喜委員〕

8番。利用権設定について地図をつけてほしい。今まではついていなかったと思うが、つけてもらう事はできないでしょうか。

〔事務局書記〕

過去につけていた時がなく、現在もつけていませんでしたが、次回からつけるようにします。

〔議長〕

他にありませんか。発言がないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(退場している■■■■委員を除く全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり許可することといたします。

それでは■■■■委員を正会に復帰させます。

(事務局が■■■■委員を呼びに行き、正会に復帰)

次に日程第5その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、総会終了後農業者年金関係の研修についてと農地パトロールについてお話したいことがありますので少しお時間をいただきたいです。

次回9月総会の日程については、9月25日(水)10時からを予定しております。よろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは以上をもちまして、令和6年第8回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 10 番 _____

署名委員 1 番 _____